

令和 2 年 6 月 2 日

保護者 各位

岡山県立岡山大安寺中等教育学校  
校長 起塚 郁夫

### 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止等の変更について

平素から本校教育の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

6月からの学校の再開に伴い、先日毎朝の健康観察・検温の徹底等について再度お願いしたところですが、医療機関等への相談の目安が変更されたことに伴い、下線で示したとおり出席停止等の目安が変更になりましたので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があることを申し添えます。

#### 記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、学校保健安全法第19条により出席停止とする目安は次のとおりです。

- (1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- (2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、又は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上継続する等、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合
- (3) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

また、上記以外でも発熱等の症状がある場合は、無理をせず自宅で休養してください。この場合は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」となり、欠席にはなりません。

2 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の目安は、次のとおりです。

- (1) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が確認された場合  
(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱います。)
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり、保健所の健康観察の対象となった場合等
- (3) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

「出席停止」、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」については、別紙「新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）についての連絡票」（本校HPからダウンロードできます）に保護者の方が御記入・押印の上、再登校の際に必ず、担任まで御提出くださるようお願いいたします。